



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- *333 和歌山県文化表彰規程の一部を改正する規程 (文化国際課)
- *334 和歌山県名匠表彰規程の一部を改正する規程 (")
- 335 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 336 " (")
- 337 " (")
- 338 " (")
- 339 " (")
- 340 " (")
- 341 " (")
- 342 " (")
- 343 " (")
- 344 " (")
- 345 " (")
- 346 和歌山県土地利用基本計画 (計画図) の一部変更 (")
- 347 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 348 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)
- 349 保安林予定森林 (森林整備課)
- 350 " (")
- 351 " (")
- 352 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

- 和歌山県立青少年の家における指定管理者の募集 (青少年・男女共同参画課)
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
- " (")

告 示

和歌山県告示第333号

和歌山県文化表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県文化表彰規程の一部を改正する規程

和歌山県文化表彰規程 (昭和45年和歌山県告示第757号) の一部を次のように改正する。

第6条中「和歌山県報」を「和歌山県ホームページ等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第334号

和歌山県名匠表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県名匠表彰規程の一部を改正する規程

和歌山県名匠表彰規程 (昭和50年和歌山県告示第86号) の一部を次のように改正する。

第4条中「和歌山県報」を「和歌山県ホームページ等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第335号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成21年1月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字花園中南の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第336号

和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

<p>平成21年3月24日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月1日から平成20年12月17日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県田辺市中辺路町近露の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月11日</p>	<p>和歌山県田辺市上三栖の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月11日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第339号</p> <p>和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年3月24日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月1日から平成21年1月9日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県田辺市上芳養の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月11日</p>
<p>和歌山県告示第337号</p> <p>和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年3月24日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月1日から平成20年12月17日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県田辺市中辺路町高原の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月11日</p>	<p>和歌山県告示第340号</p> <p>和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年3月24日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市</p> <p>2 調査を行った時期 平成18年4月28日から平成20年10月28日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市下鞆渚の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成21年3月11日</p>
<p>和歌山県告示第338号</p> <p>和歌山県田辺市上三栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年3月24日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県田辺市</p> <p>2 調査を行った時期 平成19年5月1日から平成20年12月11日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県田辺市上三栖の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域</p>	<p>和歌山県告示第341号</p> <p>和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成21年3月24日</p>

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月7日から平成20年12月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第342号

和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年1月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字上津木の一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第343号

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成19年4月27日から平成21年1月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県有田郡広川町大字下津木の一部地区

- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第344号

和歌山県田辺市本宮町武住・大瀬の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成18年5月1日から平成21年1月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町武住・大瀬の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町武住・大瀬の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第345号

和歌山県紀の川市枇杷谷・豊田・東三谷・中三谷・西三谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成18年11月14日から平成21年1月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市枇杷谷・豊田・東三谷・中三谷・西三谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市枇杷谷・豊田・東三谷・中三谷・西三谷の各一部地区
- 5 認証年月日
平成21年3月11日

和歌山県告示第346号

和歌山県土地利用基本計画（計画図）の一部を平成21年3月10日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92

号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画(計画図)の図面は、和歌山県企画部地域振興局地域づくり課及び各市

町村国土利用計画法担当課室において閲覧することができる。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積(ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
2	和歌山森林地域	和歌山市		23	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	紀仙郷 県立自然公園地域	岩出市 紀の川市		1,808	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
4-1	かつらぎ高野山系 県立自然公園地域	九度山町 高野町	241		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
4-2	かつらぎ高野山系 県立自然公園地域	橋本市 かつらぎ町 九度山町		490	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
5	大池貴志川 県立自然公園地域	和歌山市 紀の川市 海南市 紀美野町		453	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
6	生石高原 県立自然公園地域	海南市 紀美野町 有田川町		1,475	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
7	西有田 県立自然公園地域	有田市 湯浅町 広川町		350	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
8	白崎海岸 県立自然公園地域	由良町		355	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
9-1	煙樹海岸 県立自然公園地域	美浜町	3		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
9-2	煙樹海岸 県立自然公園地域	日高町 美浜町 御坊市		649	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
10-1	田辺南部海岸 県立自然公園地域	田辺市	25		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
10-2	田辺南部海岸 県立自然公園地域	みなべ町 田辺市 白浜町		185	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
11-1	大塔日置川 県立自然公園地域	田辺市 新宮市	1,491		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
11-2	大塔日置川 県立自然公園地域	田辺市 白浜町		79	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
12-1	熊野枯木灘海岸 県立自然公園地域	白浜町	6		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
12-2	熊野枯木灘海岸 県立自然公園地域	白浜町 すさみ町 串本町		1,068	県立自然公園の抜本的な見直しによる。
13	城ヶ森 県立自然公園地域	田辺市 日高川町 有田川町	3,283		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
14	鉾尖 県立自然公園地域	田辺市	942		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
15	果無山脈 県立自然公園地域	田辺市	604		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
16	白浜 県立自然公園地域	白浜町	54		県立自然公園の抜本的な見直しによる。
17	白見山 県立自然公園地域	新宮市	901		県立自然公園の抜本的な見直しによる。

和歌山県告示第347号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30125000 33	ドマーニ宇久井	居宅介護 重度訪問介護	事業所の名称	いこいの村	ドマーニ宇久井	平成 21.2.1
			事業所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町天満442-38	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549	

和歌山県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業油河池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年3月25日から平成21年4月21日まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局産業振興部農地課及び日高町産業建設課

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第350号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町池野山字ヌタ1688、1689の1、1689の8、1689の9、1690から1696まで、1700
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヌタ1688・1689の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第349号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字三郎塚山1343の6
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

和歌山県告示第351号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字葛谷1936から1942まで、1944から1954まで、字石本谷1963、1965から1981まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第352号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
3035	岩出市西国分字土器田168番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 21.3.13	5.00	31.20

公 告

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県立青少年の家」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者の募集及び指定

公の施設の管理については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

 - (1) 和歌山県立紀北青少年の家
 - (2) 和歌山県立白崎青少年の家
 - (3) 和歌山県立潮岬青少年の家
- 2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 和歌山県立紀北青少年の家

- ア 施設名 和歌山県立紀北青少年の家(紀北公園を含む。)
- イ 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3
- ウ 施設規模 敷地面積87,273.01㎡
建物面積4,469.90㎡
- エ 施設内容 本館、宿泊棟、体育館、研修棟、浴室棟、つどいの広場、グラウンド、ピザ窯、野外活動ハウス、野外炊飯場上屋、雨天営火場、テニスコート、キャンプ場、プール等
- (2) 和歌山県立白崎青少年の家
 - ア 施設名 和歌山県立白崎青少年の家
 - イ 所在地 和歌山県日高郡由良町大引961-1
 - ウ 施設規模 敷地面積235,581㎡(由良町所有)
建物面積3,544.97㎡
 - エ 施設内容 本館、浴室棟、体育館、石窯、野外活動ハウス、野外炊飯場上屋、キャンプ場、つどいの広場等
- (3) 和歌山県立潮岬青少年の家
 - ア 施設名 和歌山県立潮岬青少年の家
 - イ 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬669
 - ウ 施設規模 敷地面積47,646㎡(串本町潮岬財産区所有)
建物面積3,539.75㎡
 - エ 施設内容 本館、体育館、プール、炊事場上屋、営火場、グランドゴルフ場、キャンプ場等
- 3 指定管理者が行う業務内容
 - (1) 和歌山県立紀北青少年の家、和歌山県立白崎青少年の家又は和歌山県立潮岬青少年の家(以下「青少年の家」という。)の運営に関する業務
 - (2) 青少年の家の維持管理に関する業務
 - (3) 施設利用者の食事、食材等(以下「食事等」という。)を提供する業務
 - (4) その他仕様書に記載する業務
- 4 指定期間

平成21年10月1日から平成24年3月31日まで(2年6か月間)
- 5 申請資格
 - (1) 申請資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に青少年の家を管理運営し、かつ、和歌山県立青少年の家設置及び管理条例(平成12年和歌山県条例第7号)第1条に規定する青少年の家の設置目的をより効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体(以下「団体」という。)とする。
 - (2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体若しくは置くことを予定する団体であること。

(3) 青少年の家における指定管理者の募集に係る現地説明会(以下「現地説明会」という。)に参加していること。

なお、次項に定める複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)にあっては、代表となる団体の代表者が現地説明会に参加していれば申請できるものとする。

6 コンソーシアムによる申請

(1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

7 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(2) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次の各号に該当するものがある団体

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(5) 国税及び県税に未納がある団体

8 和歌山県立青少年の家指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌山県立青少年の家指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)並びに現地説明会に関する事項

(1) 募集要項及び仕様書の配付

ア 配付期間

平成21年3月24日(火)から平成21年4月2日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

(2) 現地説明会に関する事項

ア 現地説明会

(ア) 和歌山県立紀北青少年の家

a 日時 平成21年4月6日(月)午後1時30分から

b 場所 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3

和歌山県立紀北青少年の家 研修室

c 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

(イ) 和歌山県立白崎青少年の家

a 日時 平成21年4月7日(火)午後1時30分から

b 場所 和歌山県日高郡由良町大引1961-1

和歌山県立白崎青少年の家 研修室

c 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

(ウ) 和歌山県立潮岬青少年の家

a 日時 平成21年4月8日(水)午後1時30分から

b 場所 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬669

和歌山県立潮岬青少年の家 研修室

c 募集要項及び仕様書の説明並びに現地見学

イ 留意事項

(ア) 青少年の家における指定管理者募集に係る資料一式を持参すること。

(イ) 参加者多数の場合、日時及び場所を変更することがある。

(ウ) 1申請者からの出席者は2名以内とする。

(3) 現地説明会への参加のための手続き

現地説明会への参加を希望する団体は、参加申出書を以下により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配付

(ア) 配付期間 平成21年3月24日(火)から平成21年4月2日(木)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 配付場所 (1)のイに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 平成21年3月24日(火)から平成21年4月2日(木)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所 (1)のイに同じ。

(ウ) 提出方法 FAX、郵送又は持参により行うこと。

(4) 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

電話番号 073-441-2504

FAX番号 073-441-2501

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画特別用途地区の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画用途地域の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課